

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月15日

千歳市長 横田 隆一



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画公園の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
位置 美々地区の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

都市計画変更に係る理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

2. 都市計画変更内容

都市計画公園 5・6・2 号美々公園の区域を変更する。（面積の変更なし）

3. 都市計画変更理由

都市計画道路 3・3・43 号美々中央通及び 7・4・58 号美々公園通の廃止に伴い、都市計画公園 5・6・2 号美々公園の区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

都市計画公園 5・6・2号 美々公園を次のように変更する。

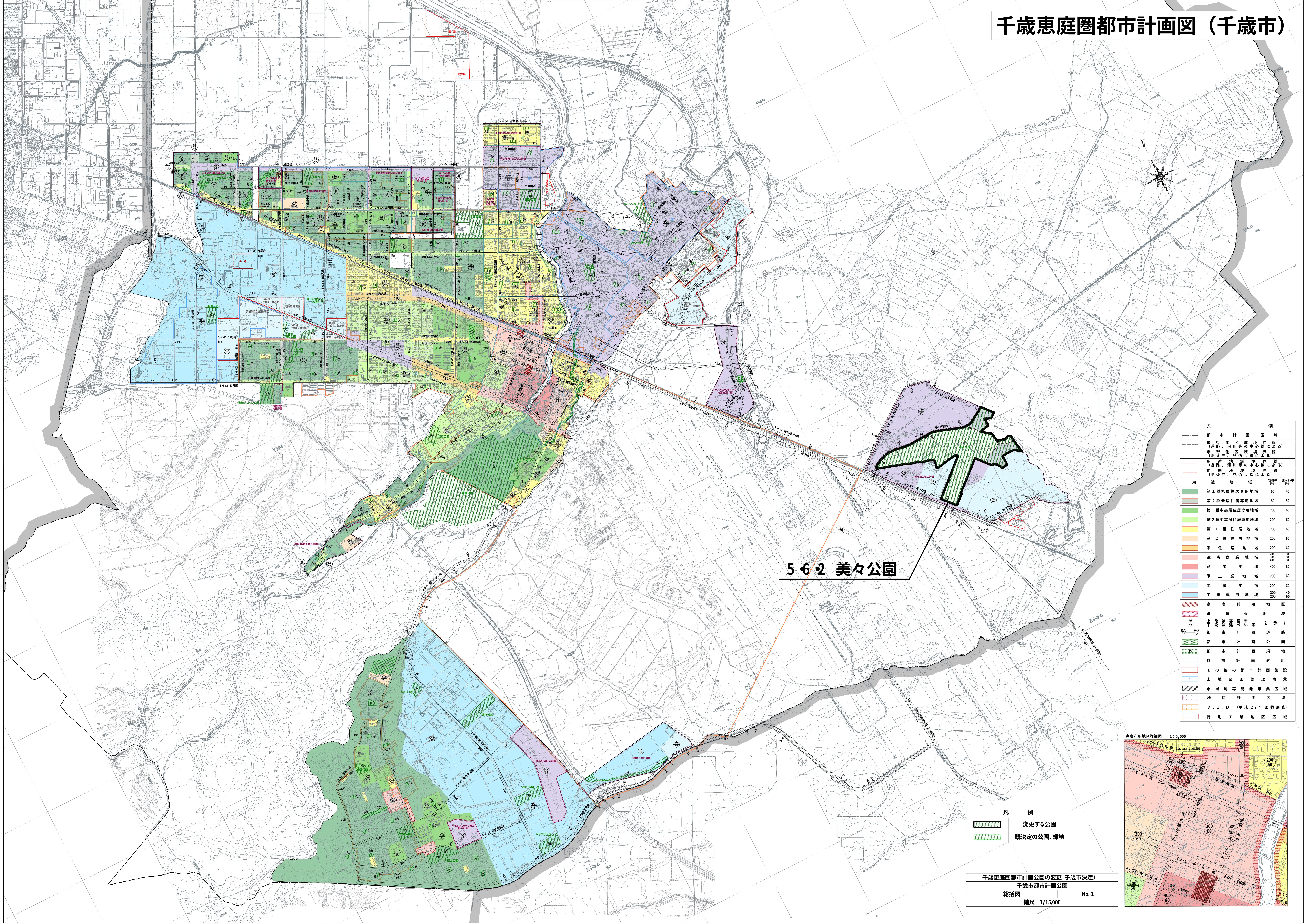
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
総合公園	5・6・2	美々公園	千歳市美々	約 75.0ha	散策路、自然観察広場、多目的広場、交流広場

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路3・3・43号美々中央通及び7・4・58号美々公園通の廃止に伴い、都市計画公園5・6・2号美々公園の区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

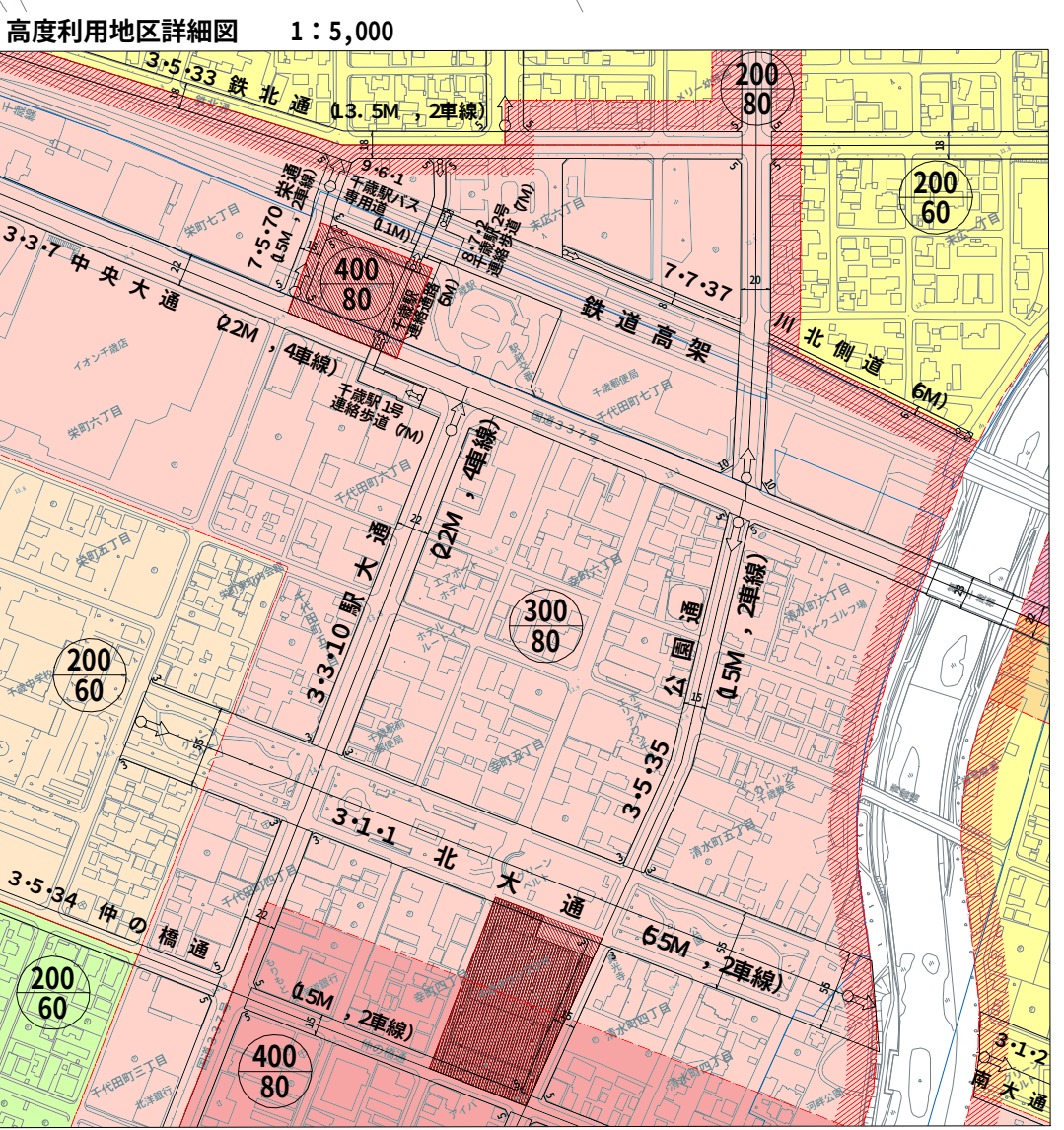


5 6 2 美々公園

凡 例		
都市計画区域		
市街化区域（境界線）		
市街化区域境界線（地籍界、見通し線による）		
川道、河川等の中心線による		
川道、河川等の境界線		
川道、河川等の境界線		
用途地		
第1種低層住居専用地域	60	40
第2種低層住居専用地域	80	50
第1種中高層住居専用地域	200	60
第2種中高層住居専用地域	200	60
第1種住居地域	200	60
第2種住居地域	200	60
準住居地域	200	60
近隣商業地域	200	80
商業地域	400	80
準工業地域	200	60
工業地域	200	60
工業専用地域	200	40
高度利用地区	200	60
準防火地域		
上段は容積率、下段は建ぺい率を示す		
都市計画道路		
都市計画公園		
都市計画緑地		
都市計画河川		
その他の都市計画施設		
土地区画整理事業		
市街地再開発事業区域		
地区計画区域		
D・I・D（平成27年調査）		
特別工業地区区域		

凡 例	
変更する公園	
既決定の公園、緑地	

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）	
千歳市都市計画公園	
総括図	No. 1
縮尺 1/15,000	



千歳市役所

